

議案第 14 号

羽曳野市小企業事業資金融資基金条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市小企業事業資金融資基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

効率的な財政運営の観点から基金の額の見直しを行うとともに、あっせんの融資枠及び指定の金融機関の拡大によって、より効果的な基金の運用を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市小企業事業資金融資基金条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市小企業事業資金融資基金条例(昭和45年羽曳野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「45,000,000円」を「25,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

羽曳野市小企業事業資金融資基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>25,000,000円</u>とする。 以下省略</p>	<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>45,000,000円</u>とする。 以下省略</p>